

令和8年度猪名川流域下水道原田処理場

資材価格特別調査業務委託

仕様書

第1章 一般事項

1.1 適用

本仕様書は、豊中市上下水道局技術部猪名川流域下水道事務所建設課（以下、「本局」という。）が発注する資材価格特別調査業務委託（以下、「本業務」という。）において適用する。

1.2 目的

本業務は、本局が発注する請負工事等の設計積算に必要な資機材等及び設備関係工事に必要な機器単価の検討にあたり、本局が一般的に使用している物価資料〔「WEB 建設物価」（一般財団法人建設物価調査会編集・発行）及び「積算資料電子版」（一般財団法人経済調査会編集・発行）〕等にその価格が掲載されていない資機材等の取引価格（原則大口需要者渡し価格）の実態を調査し、設計単価決定の基礎資料とすることを目的とする。

1.3 費用負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令などの遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令などを遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、本業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 業務計画書 (ニ) 完了届 (ホ) 納品書
- (ヘ) 本業務委託料請求書等

1.9 調査員

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に通知するものとする。また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

(2) 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の照査

- (1) 受注者は、本業務完了後に成果品照査を受けなければならない。
- (2) 成果品の照査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 本業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う本業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該本業務の修正を行わなければならない。

1.12 引渡し

受注者は照査に合格後、本仕様書に指示された提出書類一式を納品し、検査をもって、本業務の完了とする。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、これを定める。

1.16 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について

豊中市暴力団排除条例の施行（令和5年4月1日）に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。

元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については契約書提出時に提出すること。

下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。

（市ホームページ→事業者の皆さんへ→入札・契約情報→入札・契約手続きに関するお知らせ→契約を締結するとき（測量及び建設コンサルタント）参照）

1.17 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、猪名川流域下水道事務所建設課への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、猪名川流域下水道事務所建設課に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

1.18 一括再委託等の禁止

契約書第10条第1項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。

また、第2項の再委託できない指定部分、及び第3項の承諾要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】

本業務の総括管理、工程の管理、技術的判断、調査業務

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第2条 調査業務

2.1 業務の内容

（1）調査対象

- 1.令和8年度資材調査（機械・電気）
- 2.各メーカーが製作している機器・材料価格を調査すること。
- 3.機器・材料価格は、当該製品メーカーの一般管理費を含めた実勢価格とし、消費税を含まないものとする。（詳細は、一般見積条件及び見積依頼仕様書等による。）
- 4.実勢価格に、取引条件が付加されている機器・材料については、その内容も明記すること。
- 5.数量2台以上の機器については、数量を考慮して1台当たりの実勢価格とすること。

（2）調査方法

調査は、市場の実勢価格を把握するため、物価資料等に記載のない資材について、調査対象資機材のメーカー、生産者、運搬業者、特約店、販売店等（以下「メーカー等」という）及び大口需要者を受注者自らが選定し次に示す条件により調査する。

1. 選定するメーカー等は、特定資材等で対象メーカー等が限定される場合を除き、原則として5社以上とする。なお、対象メーカー等が5社未満の場合はその全部とする。
2. 価格は原則として調査時の実勢価格とする。
3. 調査方法は原則として面接によるものとするが、一部の調査を通信（電話、電子メール、ファックス及び郵送）調査で実施することも認める。
4. 受注者は調査員について当該社員として直接的な雇用関係を有する者（ただし、当該役員を含む）を配置しなければならない。

(3) 価格決定プロセスの確認

受注者は、業務履行期間中に発注者による価格決定プロセスの確認を受けなければならない。なお、確認の時期は業務の履行状況に応じて受注者との協議により決定するものとする。また、確認の際には必要に応じて価格決定の根拠資料（標本数等）を提示すること。

(4) 調査時期

契約後、ただちに行うものとする。

(5) 貸出図書について

図面、数量計算書等

2.2 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は適宜打合せ・協議を行うものとする。

2.3 成果品及び提出時期

(1) 提出時期

令和8年8月14日までとする。

なお、資材毎に調査結果がまとまった時点でその都度すみやかに報告すること。

(2) 成果品

受注者は、調査結果をまとめる際、以下の事項を明記して種別毎に整理を行う。発注者と十分な打合せを行い、発注者の承諾を受けた後、発注者が指定する書式に入力した電子データ及びA4判に出力し、簡易製本したものを報告書として提出すること。

1. 調査資機材名称
2. 規格・形状寸法・単位
3. 荷渡し条件
4. 調査集計（機器別）

A4版 2冊、CD-R 2部

5. その他 発注者が請求する資料